

## 気象警報発表時等における生徒の登下校について

令和8年7月1日

長崎県立長崎東中学校・高等学校

### 1 自宅待機の判断基準

警戒レベル4を基準として、気象警報等を参考にしつつ、学校所在地・通学路・居住地域・公共交通機関・今後の気象予測を総合的に判断する。

・前日の放課後、または当日の5：30までにCラーニングで連絡する。

### 2 その他の判断基準

- (1) 居住地域や通学経路に避難指示が出されているなど危険な場合は、該当生徒は自宅待機とする。
- (2) 公共交通機関が停止している場合は、該当生徒は自宅待機とする。

※ ただし、上記(1)～(2)の場合、保護者等が学校へ連絡を入れる。その場合、欠席等の扱いはしない。

### 3 登校中に警戒レベル4以上が発表された場合

- (1) 発表を知った時点で、自分の身が安全かを判断して、以下の措置をとる。
  - ア 直ちに安全な場所に避難する。
  - イ 安全な方法で帰宅する。
  - ウ 学校の方が時間的・距離的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機する。
- (2) 上記(1)の場合、生徒は連絡手段が確保でき次第、保護者等及び学校(担任)に連絡をする。

### 4 登校後に警戒レベル4以上が発表された(または発表が予想される)場合

- (1) 発表中及び発表が予想される場合は、生徒は学校待機を原則とする。
- (2) 登校後に発表が予想され、気象状況、公共交通機関の状況、道路の状況等を判断して、生徒が安全に帰宅できると認めた場合、当日の授業を中止して下校させることがある。その場合は学校からメール、ホームページ等で連絡をする。
- (3) 下校させる場合は、警戒レベル4解除後を原則とする。解除後、交通機関、道路及び生徒の居住地域等の安全を確認のうえ、帰宅させる。
- (4) 生徒または保護者等は、帰宅確認の電話あるいはメールを学級担任(別途指示)ま

で入れる。

- (5) 当初の下校時刻までに警戒レベル4が解除されない場合、生徒の下校は保護者引き渡しとし、それまでは学校待機とする。

## 5 その他

- (1) 警戒レベルの判断は、気象庁の警報等を受けて市町村ごとに発表されるので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。
- (2) 土曜日、日曜日等の活動もこれに準ずる。